

官報

号外 平成五年十月二十八日

○第百二十八回 衆議院会議録 第七号

平成五年十月二十八日(木曜日)

議事日程 第六号

平成五年十月二十八日

正午開議

- 第一 環境基本法案(内閣提出)
- 第二 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 環境基本法案(内閣提出)
- 日程第二 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 特別職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 防衛庁の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

平成五年十月二十八日 衆議院会議録第七号

午後零時二分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 環境基本法案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 環境基本法案及び同報告書

環境基本法案及び同報告書
環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔奥田幹生君登壇〕

○奥田幹生君 ただいま議題となりました環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、環境基本法案は、今日の環境政策の対象領域の広がりに対処し、特に、都市・生活型公害や地球環境問題に対しても適切な対策を講じてい

環境基本法案外一案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

きますため、環境の保全の新たな基本的理念と、これに基づく基本的施策の総合的な枠組みを示す新しい基本法を定めようとするものであります。次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法等の十八法律について規定の整備を行うものであります。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

環境基本法案外一案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

る法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長高橋辰夫さん。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔高橋辰夫君登壇〕

○高橋辰夫君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○井奥貞雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
特別職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
防衛庁の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長左藤恵さん。

一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
特別職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
防衛庁の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔左藤恵君登壇〕

○左藤恵君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月三日付の人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、一般職の職員等の給与等について、俸給表のすべての俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の額を改定するとともに、超過勤務手当、休日給及び期末手当の支給割合を改めようとするものであります。

次に、特別職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣、国務大臣、大使、公使及び秘書官等の特別職の職員について、一般職の職員等の給与と改定にあわせて、その俸給月額の改定等を行うものとしてあります。次に、防衛庁の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛庁の職員について、一般職の職員等の給与と改定に準じてその俸給月額の改定等を行うものとしてあります。

以上三法律案は、十月二十六日本委員会に付託され、本日、石田総務庁長官、中西防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、一括して質疑を行いました。質疑終了後、一般職の職員給与法改正案に対し、日本共産党から修正案が提出され、趣旨説明の後、内閣の意見を聴取いたしましたところ、修正案に反対である旨の発言があり、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決されました。

れ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、特別職の職員給与法改正案及び防衛庁の職員給与法改正案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、一般職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特別職の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員等の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○井奥貞雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(土井たか子君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨を許します。議院運営委員会理事森井忠良さん。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○森井忠良君 たいだいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される給料月額等を改定するとともに、本年四月一日から適用しようとするものであります。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

平成五年十月二十八日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告 環境基本法案及び同報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

(議案送付)
一、去る二十六日、衆議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
一、去る二十六日、衆議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
行政手続法
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
(調査要求承認)
一、通信委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、通信行政に関する事項
二、郵政事業に関する事項
三、郵政監察に関する事項
四、電気通信に関する事項
五、電波監理及び放送に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成五年十月二十六日
通信委員長 高橋 一郎

衆議院議長 土井たか子殿
一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十七日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安に関する事項
四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成五年十月二十七日
法務委員長 高橋 辰夫
衆議院議長 土井たか子殿
(書封通知書受領)

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員横光克彦君提出低用量ピルに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成五年十一月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
環境基本法案
右
国会に提出する。
平成五年九月二十四日
内閣総理大臣 細川 護熙

目次
第一章 総則(第一条―第十三条)
第二章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針(第十四条)
第二節 環境基本計画(第十五条)
第三節 環境基準(第十六条)
第四節 特定地域における公害の防止(第十七条、第十八条)

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十九条―第三十一条)
第六節 地球環境保全等に関する国際協力等(第三十二条―第三十五条)
第七節 地方公共団体の施策(第三十六条)
第八節 費用負担及び財政措置等(第三十七条―第四十条)

第三章 環境審議会等
第一節 環境審議会(第四十一条―第四十四条)
第二節 公害対策会議(第四十五条、第四十六条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲におたる大気汚染、水

質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立っており人間の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵みを受容するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

第五節 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が

平成五年十月二十八日 衆議院会議録第七号 環境基本法案及び同報告書

国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

第六節 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七節 地方公共団体は、基本理念のつとめ、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第八節 事業者は、基本理念のつとめ、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

第九節 国民は、基本理念のつとめ、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第十節 事業者及び国民の間は、環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

第十一節 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第十二節 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第十三節 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第十四節 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第十五節 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

第十六節 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

三 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関係するもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止(公害防止計画の作成)

第十七条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情に

より公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

(国の施策の策定等に当たつての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設等の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するた

め、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。

この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるよう努めるため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

八

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生资源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生资源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える悪影響を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全等に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たつての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たつては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するよう努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業者主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を

勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事业主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(受益者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第三章 環境審議会等

第一節 環境審議会

(中央環境審議会)

第四十一条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
- 三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属せられた事務

(中央環境審議会の組織等)

第四十二条 審議会は、委員八十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 総理府に、特別の機関として、公害

対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公害防止計画に関し、第十七条第四項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関し審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属せられた事務

(組織等)

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、環境庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

するとともに、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境基本法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境の保全に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、環境の保全について、基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 定義

「環境への負荷」及び「地球環境保全」並びに「公害」の定義について定めるものとする。

3 基本理念

環境の保全についての基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」及び「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」並びに「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」について定めるものとする。

4 国等の責務

国、地方公共団体、事業者及び国民は、基本理念ののっとり、環境の保全に係る責務を有するものとする。

5 環境の日

六月五日を環境の日とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

理由

近年の我が国における環境問題に係る諸事情の変化、地球環境問題への対応の必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかに

6 環境の保全に関する基本的施策

- (一) 環境の保全に関する施策の策定及び実施に係る指針を明示するものとする。
- (二) 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する施策の大綱等について定める環境基本計画を定めなければならないものとする。
- (三) 大気の汚染等に係る環境上の条件につき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めるものとする。
- (四) 特定地域における公害の防止を図るため、内閣総理大臣は関係都道府県知事に対し、公害防止計画の策定を指示することとし、関係都道府県知事は同計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする。

7 国が講ずる環境の保全のための施策等

- 国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定又は実施に当たっては環境の保全について配慮するとともに、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制及び経済的措置、環境の保全に関する施設の整備事業等の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境の保全に関する教育・学習等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、情報の提供、調査の実施、監視等の体制の整備、科学技術の振興、公害に係る紛争の処理及び被害の救済の措置を講ずるものとする。

8 地球環境保全等に関する国際協力等

- (一) 国は、地球環境保全等に関する国際協力の推進に必要な措置のほか、開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力の推進のために必要な措置等を講ずるよう努めるものとする。

(二) 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測等に係る国際的な連携の確保

9 保に努めるもの等とする。

- 地方公共団体の施策
- 地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 費用負担及び財政措置等
- (一) 公害又は自然環境の保全上の支障を防止するため国等が実施する事業について、その実施に要する費用をその事業の必要を生じさせた者に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。
- (二) 国等は、自然環境を保全することが特に必要な地域について保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者に、受益の限度においてその費用を負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

10 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定及び実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

- (三) 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

11 環境審議会等

- 中央環境審議会、都道府県環境審議会及び公害対策会議を設置すること等について所要の規定を置くもの等とする。

12 施行期日

- この法律は、公布の日から施行するものとする。

ただし、都道府県環境審議会等に係る規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的

な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等定めようとする本案の趣旨は妥当と認め、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

平成五年十月二十六日

環境委員長 奥田 幹生

衆議院議長 土井たか子殿

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

平成五年九月二十四日

内閣総理大臣 細川 護熙

国会に提出する。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公害対策基本法の廃止)

第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)は、廃止する。

(環境基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の公害対策基本法(以下「旧対策法」という。)第九条第一項の規定により定められている基準は、環境基本法(平成五年法律第号)第十六条第一項の規定により定められた基準とみなす。

(公害防止計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧対策法第十九条第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示は、環境基本法第十七条

第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示とみなす。

2 この法律の施行前に旧対策法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、環境基本法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画とみなす。

3 環境基本法第十七条第一項に規定する基本方針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第三項の規定による閣議の決定がされる日以前に策定されるものについては、同法第十七条第二項の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

(自然環境保全法の一部改正)

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(国等の責務)

第二条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念のつとめ、自然環境の適正な保全を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定により示された指示とみなす。

2 この法律の施行前に旧対策法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、環境基本法第十七条第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画とみなす。

3 環境基本法第十七条第一項に規定する基本方針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第三項の規定による閣議の決定がされる日以前に策定されるものについては、同法第十七条第二項の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

(自然環境保全法の一部改正)

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(国等の責務)

第二条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念のつとめ、自然環境の適正な保全を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四條を削り、第五條中「行なう」を「行う」に改め、同條を第四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五條 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六條から第十一條までを次のように改める。

第六條から第十一條まで 削除

第十三條第四項中「四十五人」を「四十人」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

別表第三第一号九の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基本法第二十九條第一項の規定による公害対策」を「環境基本法第四十三條第一項の規定による環境の保全」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第七條 自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條の二中「自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二條に規定する自然環境の保全の」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第三條から第五條までに定める環境の保全」についての「」に改める。

第三條中「当つては」を「当たつては」に改め、「自然環境保全法」の下に「(昭和四十七年法律第八十五号)」を加える。

(下水道法の一部改正)

第八條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六條第一項」に、「保全するうえで」を「保全する上で」に改める。

(環境事業団法の一部改正)

第九條 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一條の二中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十條 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六條第一項」に改める。

第五條の三第二項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第十一條 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改める。

第二十四條第一項第一号中「公害対策基本法第二條第二項」を「環境基本法第二條第三項」に改める。

第五十條中「公害対策基本法第二十一條第一項」を「環境基本法第三十一條第一項」に改める。
「公害防止事業費事業者負担法の一部改正」
第十二條 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一條・第二條」を「第一條・第二條の二」に改める。

第一條中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二十二條第二項の規定に基づき」を「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」に改め、「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」を削る。

第二條第一項中「公害対策基本法第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改め、同條第二項中「公害対策基本法第二十二條第一項の規定により」を削り、第一章同條の次に次の一條を加える。

(事業者の負担)

第二條の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二十條第二号中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同條第三号中「市町村公害対策審議会」を「市町村環境審議会」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に実施されている前條の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(以下この条において「旧負担法」という)第二條第二項に規定する公害防止事業は、前條の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二條第二項に規定する公害防止事業とみなす。

2 旧負担法第二條第二項に規定する公害防止事業であつてこの法律の施行前に旧負担法第六條第一項の費用負担計画が定められていたもの並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び旧負担法第九條第一項の規定、同條第二項若しくは第三項(これらの規定を旧負担法第十條第

二項において準用する場合を含む。)の規定又は旧負担法第十條第一項の規定による通知は、それぞれ、前條の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二條第二項に規定する公害防止事業並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び同法第九條第一項の規定、同條第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十條第二項において準用する場合を含む。)の規定又は同法第十條第一項の規定による通知とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に關する法律の一部改正)

第十四條 廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二十九條の規定による都道府県公害対策審議会」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第四十三條の規定により置かれる都道府県環境審議会」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六條第一項」に改める。

第二十一條の見出し及び同條第一項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同條第二項中「公害対策基本法第二十九條第二項」を「環境基本法第四十三條第二項」に、「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。
(農用地の土壤の汚染防止等に關する法律の一部改正)
第十六條 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五條第五項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第十七條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第一條第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法第十九條第二項」を「環境基本法第十七條第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)
第十八條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第一條第三項」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)
第十九條 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十二條中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十五條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十六條第二項及び第三十一條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第三十九條第二項及び第六十三條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十條 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六條第一項」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六條第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)
第二十二條 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)
第二十三條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

年法律第百三十二号)を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改め、同条第六号中「公害対策基本法第九條第一項」を「環境基本法第十六條第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條中地方自治法別表第七号の表の改正規定、第十條中大気汚染防止法第五條の三第二項の改正規定、第十二條中公害防止事業費事業者負担法第二十條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中水質汚濁防止法第二十一條の改正規定並びに第十六條中農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三條第三項及び第五條第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

理 由
環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公害対策基本法の廃止等
(一) 環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するものとする。
(二) 公害対策基本法の廃止に伴い、環境基準、公害防止計画等について所要の経過措置を定めるものとする。

2 自然環境保全法その他の関係法律の整備等
環境基本法の施行に伴い、自然環境保全法その他の関係法律の整備を行うとともに所要の経過措置を定めるものとする。

3 施行期日
この法律は、公布の日から施行するものとする。

ただし、都道府県公害対策審議会等に係る規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとする本案の趣旨は妥当と認め、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成五年十月二十六日
環境委員長 奥田 幹生
衆議院議長 土井たか子殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右
内閣提出する。
平成五年十月二十六日
内閣総理大臣 細川 護熙

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條中「百二十八万二千円」を「百三十七万七千円」に、「百四万円」を「百六万円」に改める。

別表(第二条関係)

平成五年十月二十八日 衆議院会議録第七号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

判 事 補												判 事												区 分	報 酬 月 額
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	最高裁判所長官	二、二〇八、〇〇〇円				
																				最高裁判所判事	一、六一一、〇〇〇円				
																				東京高等裁判所長官	一、五四三、〇〇〇円				
																				その他の高等裁判所長官	一、四三〇、〇〇〇円				
																					一、二九〇、〇〇〇円				
																					一、一三八、〇〇〇円				
																					一、〇六〇、〇〇〇円				
																					八九八、〇〇〇円				
																					七七六、〇〇〇円				
																					六九九、〇〇〇円				
																					六二九、〇〇〇円				
																					四七三、三〇〇円				
																					四五二、四〇〇円				
																					四二三、二〇〇円				
																					三八三、五〇〇円				
																					三五七、四〇〇円				
																					三三〇、七〇〇円				
																					三二二、七〇〇円				
																					二九一、七〇〇円				
																					二八〇、八〇〇円				
																					二五五、四〇〇円				
																					二四六、一〇〇円				
																					二三五、四〇〇円				
																					二二二、八〇〇円				

簡易裁判所判事

十七号	二二二、八〇〇円
十六号	二三一、五〇〇円
十五号	二四六、一〇〇円
十四号	二五五、四〇〇円
十三号	二八〇、八〇〇円
十二号	二九一、七〇〇円
十一号	三二二、七〇〇円
十号	三三〇、七〇〇円
九号	三五七、四〇〇円
八号	三八三、五〇〇円
七号	四二三、二〇〇円
六号	四五二、四〇〇円
五号	四七三、三〇〇円
四号	六二九、〇〇〇円
三号	六九九、〇〇〇円
二号	七七六、〇〇〇円
一号	八九八、〇〇〇円

附則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じ

て、その報酬月額を改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、その他の裁判官の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 報酬月額の改定は、平成五年四月一日にさかのぼって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、三億八千三百万円である。

右報告する。

平成五年十月二十七日

法務委員長 高橋 辰夫

衆議院議長 土井たか子殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年十月二十六日

内閣総理大臣 細川 護熙

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「六十八万六千円」を「六十九万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	一、六一一、〇〇〇円
次 長	一、三二七、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、四三〇、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	一、三二七、〇〇〇円
一 号	一、二九〇、〇〇〇円
二 号	一、一三八、〇〇〇円
三 号	一、〇六〇、〇〇〇円

検 事

副 検 事	検 事
八 号	四 号
七 号	五 号
六 号	六 号
五 号	七 号
四 号	八 号
三 号	九 号
二 号	十 号
一 号	十一号
	十二号
	十三号
	十四号
	十五号
	十六号
	十七号
	十八号
	十九号
	二十号
	二十一号
	二十二号
	二十三号
	二十四号
	二十五号
	二十六号
	二十七号
	二十八号
	二十九号
	三十号
	三十一号
	三十二号
	三十三号
	三十四号
	三十五号
	三十六号
	三十七号
	三十八号
	三十九号
	四十号
	四十一号
	四十二号
	四十三号
	四十四号
	四十五号
	四十六号
	四十七号
	四十八号
	四十九号
	五十号
	五十一号
	五十二号
	五十三号
	五十四号
	五十五号
	五十六号
	五十七号
	五十八号
	五十九号
	六十号
	六十一号
	六十二号
	六十三号
	六十四号
	六十五号
	六十六号
	六十七号
	六十八号
	六十九号
	七十号
	七十一号
	七十二号
	七十三号
	七十四号
	七十五号
	七十六号
	七十七号
	七十八号
	七十九号
	八十号
	八十一号
	八十二号
	八十三号
	八十四号
	八十五号
	八十六号
	八十七号
	八十八号
	八十九号
	九十号
	九十一号
	九十二号
	九十三号
	九十四号
	九十五号
	九十六号
	九十七号
	九十八号
	九十九号
	一百号

九号	二九一、七〇〇円
十号	二八〇、八〇〇円
十一号	二五五、四〇〇円
十二号	二四六、一〇〇円
十三号	二三一、五〇〇円
十四号	二二二、八〇〇円
十五号	二〇九、五〇〇円
十六号	一九七、四〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の檢察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、檢察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、檢察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右
國會に提出する。
平成五年十月二十六日
内閣総理大臣 細川 護熙

一般職の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員に給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第一号中「二十八万五千元」を「二十九万四千元」に改め、同項第二号中「四万九千五百元」を「五万五千元」に改める。

第十一條第三項中「千円」とを「二千円」とに改め、同条に次の一項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十一條の二第二項第二号中「場合」の下に「（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」を加え、同条第二項中「扶養親族たる要件を生じた場合又は」を「扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は」に改め、「第四号に掲げる事実が生じた場合」に改め、「第四号に掲げる事実が生じた場合」の下に「又は職員が扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」を加える。

第十一條の七第二項第一号中「一万五千元」を「一万六千元」に改める。

第十二條の二第二項中「一万八千元」を「二万九千円」に改める。

第十六條中「こえて」を「超えて」に、「当りの給与額の百分の百二十五」を「当りたる給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」に、「百分の百五十」を「その割合に百分の二十五を加算した割合」を乗じて得た額に改め、同条に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第十七條中の「百分の百二十五」を「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第十八條の二中「に規定する勤務一時間当たり」の給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百分の二十五を「の規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当」に改める。

第十九條の四第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第二十二條第一項中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、檢察官の俸給月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費は、三億三千三百万円

本案施行に要する経費は、三億三千三百万円

右報告する。

平成五年十月二十七日

法務委員長 高橋 辰夫

衆議院議長 土井たか子殿

別表第一 行政職俸給表(第六系関係)

イ 行政職俸給表(一)

職級の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	130,700	164,900	179,200	209,500	226,500	246,100	264,800	285,300	319,000	357,300	406,300
2	134,900	171,500	185,100	217,400	235,000	254,800	273,700	294,900	330,800	369,700	421,100
3	139,300	178,400	191,400	225,500	243,700	263,500	282,900	304,700	342,600	382,300	436,200
4	144,200	184,000	197,800	234,000	252,100	272,200	292,100	314,900	354,400	394,900	451,300
5	149,800	188,700	204,700	242,600	260,300	281,000	301,600	325,100	366,300	407,800	466,500
6	155,600	193,400	212,300	250,900	268,500	289,800	311,200	335,200	378,300	420,500	481,800
7	161,300	198,000	219,700	259,000	276,800	298,800	321,000	345,300	390,600	433,200	497,400
8	165,600	202,300	226,900	267,000	285,000	308,100	330,800	355,400	402,900	445,900	513,200
9	169,000	206,600	233,200	274,900	293,200	317,400	340,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	171,900	211,000	239,300	282,800	301,500	327,100	350,500	375,800	426,900	471,200	544,100
11	174,500	215,300	245,300	290,600	309,700	337,000	360,200	385,700	438,300	482,400	556,200
12	177,100	219,600	251,000	298,300	317,700	346,800	369,600	395,700	449,500	492,800	564,100
13	179,300	222,900	256,700	305,800	325,700	356,500	378,700	405,700	459,100	501,600	571,700
14	181,400	226,000	262,000	313,300	333,400	365,900	386,800	415,300	467,000	508,600	577,900
15	183,000	229,100	267,000	320,100	339,700	374,400	393,900	423,000	474,800	513,400	582,700
16		232,200	276,600	326,500	345,600	381,300	400,400	430,300	480,200		
17		235,100	280,500	331,200	350,900	387,900	406,100	435,200	484,800		
18		237,100	284,100	335,400	355,300	392,500	411,000	439,800	489,100		
19			287,000	339,500	359,400	397,000	415,600	444,200			
20			287,000	342,500	363,200	401,500	420,000	448,100			
21			288,800	345,400	366,500	405,900	423,900	451,900			
22			292,500	348,200	369,800	410,000	427,600				
23			295,200	351,200	373,200	413,700					
24			297,700	354,300	376,500	417,300					
25			300,200	357,200	379,300						
26			302,600	360,000	382,100						
27			305,000	362,400							
28			307,400	364,800							
29			309,800								
30			312,100								
31			314,300								
32			316,500								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職階の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	117,100	159,300	176,700	193,100	217,500	244,700
2	120,800	165,700	182,100	198,700	224,100	251,700
3	124,300	171,200	187,600	204,700	230,700	258,800
4	127,700	176,600	193,100	211,000	237,400	266,500
5	131,600	181,400	198,600	217,400	244,100	274,200
6	136,200	186,200	204,500	223,800	250,700	282,300
7	140,800	191,000	210,500	229,700	257,100	290,500
8	145,500	195,800	216,400	235,400	263,000	298,900
9	152,400	200,600	222,300	241,100	268,700	307,300
10	159,100	205,600	228,100	246,700	274,300	315,500
11	165,500	210,600	233,500	251,900	280,000	323,600
12	170,900	215,400	238,800	257,000	285,700	331,700
13	175,900	220,200	244,000	262,100	291,400	339,600
14	180,300	224,800	248,900	267,200	297,000	346,700
15	184,500	229,400	253,800	272,200	302,600	353,700
16	188,500	233,600	258,600	277,400	308,000	360,600
17	192,400	237,500	263,600	281,900	313,300	367,300
18	195,700	241,400	268,600	286,300	318,200	373,400
19	198,400	245,100	273,200	290,100	322,800	379,000
20	201,200	247,800	277,500	293,700	327,100	384,100
21	204,100	250,100	280,700	297,100	331,200	389,000
22	206,900	252,500	283,700	300,500	335,100	393,300
23	209,600	254,700	286,400	303,600	338,000	398,700
24	212,000	256,900	289,100	306,700	340,800	
25	214,200	259,000	291,500	309,500	343,300	
26	216,400	261,100	293,900	312,200	345,700	
27	218,600	263,400	296,300	314,700	348,100	
28	220,700	265,600	298,700	317,000		
29	222,700	267,700	301,000	319,200		
30	224,600	269,700	303,300	321,400		
31	226,400	271,700	305,300			
32		273,600				
33		275,500				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職階の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	150,700	210,700	247,300	286,200	319,000	357,300	406,300
2	157,100	218,700	256,100	295,700	330,800	369,700	421,100
3	165,500	226,800	265,100	305,300	342,600	382,300	436,200
4	172,400	235,700	274,000	315,100	354,400	394,900	451,300
5	179,500	244,300	283,000	325,300	366,300	407,800	466,500
6	186,000	252,600	292,300	335,400	378,300	420,500	481,800
7	192,500	260,900	301,700	345,500	390,600	433,200	497,400
8	198,900	269,000	311,200	355,500	402,900	445,900	513,200
9	205,600	277,000	320,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	213,200	285,300	330,300	375,600	426,900	471,200	544,100
11	220,300	293,500	340,300	385,700	438,300	482,400	556,200
12	227,400	301,800	350,200	395,700	449,500	492,800	564,100
13	233,700	309,800	359,900	405,700	459,100	501,600	571,700
14	239,800	317,700	369,400	415,300	467,000	508,800	577,900
15	245,800	325,700	378,700	423,000	474,800	513,400	582,700
16	251,400	333,000	386,800	430,300	480,200		
17	256,800	338,500	393,900	435,200	484,800		
18	262,000	342,800	398,500	439,800	489,100		
19	267,100	346,900	402,900	444,200			
20	272,100	350,500	407,400	448,100			
21	276,600	354,000	411,800	451,900			
22	280,500	357,000	416,100				
23	284,100	360,000	420,300				
24	287,000	362,900	423,900				
25							

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 稅務職俸給表(第六條關係)

職階の表	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	146,000	187,400	206,100	237,200	255,700	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
2	152,100	194,300	212,200	245,600	264,400	284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
3	158,900	201,000	218,600	254,300	273,100	293,100	313,100	333,900	365,400	405,900	444,800
4	185,800	206,400	224,900	263,000	281,900	302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
5	172,800	210,600	238,300	280,400	299,000	321,900	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
6	180,600	214,500	245,300	288,900	307,700	331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
7	187,500	218,700	251,000	297,200	316,400	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
8	190,200	221,800	256,500	305,500	324,800	350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
9	192,900	224,800	262,000	313,500	333,200	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
10	194,900	227,800	267,400	321,500	340,800	370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
11	196,800	230,700	272,700	328,400	347,100	381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
12	198,600	233,700	277,200	335,200	353,500	391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
13	200,200	236,600	281,500	340,100	359,800	401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
14		238,700	285,300	344,800	365,600	411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
15			289,000	349,200	371,300	419,500	436,200	463,500	492,300		
16			291,200	352,900	376,400	425,300	442,100	468,500	496,700		
17				356,300	380,700	431,000	447,800	473,400	500,800		
18				359,400	384,900	435,700	452,400	478,200			
19				362,400	388,800	440,300	456,900	482,200			
20											
21				365,100	391,600	444,800	460,800	486,000			
22				367,800		448,800	464,500				
23				370,200		452,500					
24						456,100					

備考 この表は、國稅庁に勤務し、租稅の課課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職階の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	152,300	167,200	192,200	222,700	256,200	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
2	158,800	174,000	200,000	228,800	265,000	284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
3	165,500	182,900	207,700	237,600	273,900	293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
4	172,200	191,700	214,600	246,200	282,700	302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
5	180,300	199,100	221,100	263,800	300,000	321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
6	189,000	206,000	227,600	272,600	308,700	331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
7	196,400	212,800	234,000	281,400	317,000	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
8	203,300	219,000	241,800	290,100	325,600	350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
9	210,100	225,100	249,400	298,100	334,100	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
10	216,300	231,400	257,100	306,200	342,600	370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
11	222,400	237,900	264,800	314,400	351,100	381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
12	228,700	245,400	272,600	322,600	359,500	391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
13	235,200	252,800	280,100	330,800	367,900	401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
14	242,700	260,400	287,600	338,600	376,300	411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
15	250,100	267,900	295,500	346,500	384,400	418,500	436,200	463,500	492,300	529,300	588,200
16	257,200	274,800	303,600	354,400	392,400	425,300	442,100	468,500	496,700	534,300	593,200
17	263,800	281,700	311,800	362,300	399,500	431,000	447,800	473,400	500,800	539,300	598,200
18	270,000	288,800	320,000	370,100	406,000	435,700	452,400	478,200	504,800	544,300	603,200
19	276,400	295,700	327,700	377,500	410,500	440,300	456,900	482,200	508,800	549,300	608,200
20	282,900	302,600	335,600	384,900	414,700	444,600	460,800	486,000	512,800	554,300	613,200
21	289,300	309,400	343,400	392,000	418,600	448,800	464,500	490,000	516,800	559,300	618,200
22	295,900	316,100	351,300	399,400	422,400	452,500	468,200	494,000	520,800	564,300	623,200
23	302,200	322,800	359,100	402,700	426,100	456,100	471,900	498,000	524,800	569,300	628,200
24	308,200	329,600	366,500	406,600	429,300	459,300	475,700	502,000	528,800	574,300	633,200
25	314,400	336,500	373,900	410,300	432,500	462,500	479,500	506,000	532,800	579,300	638,200
26	320,300	343,500	381,000	414,000	435,700	465,700	482,700	510,000	536,800	584,300	643,200
27	325,900	349,800	387,400	417,700	438,900	468,900	485,900	514,000	540,800	589,300	648,200
28	330,400	355,400	391,700	420,700	442,000	471,900	488,900	518,000	544,800	594,300	653,200
29	334,700	360,400	395,600	423,700	445,000	474,900	491,900	521,000	548,800	599,300	658,200
30	339,200	365,400	399,300	426,700	448,000	477,900	494,900	524,000	552,800	604,300	663,200
31	343,600	368,800	402,900	429,700	451,000	480,900	497,900	527,000	556,800	609,300	668,200
32	346,200	372,100	406,600	432,700	454,000	483,900	500,900	530,000	560,800	614,300	673,200
33	346,200	375,400	409,800	435,700	457,000	486,900	503,900	533,000	564,800	619,300	678,200
34	346,200	378,800	412,500	438,700	460,000	489,900	506,900	536,000	568,800	624,300	683,200
35	346,200	381,500	415,500	441,700	463,000	492,900	509,900	539,000	572,800	629,300	688,200
36	346,200	381,500	415,500	441,700	463,000	492,900	509,900	539,000	572,800	629,300	688,200

備考 この表は、警察官、皇室護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

公安職俸給表(二)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	146,000	187,400	206,100	237,200	255,700	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
2	152,300	194,300	212,200	245,600	264,400	284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
3	159,600	201,000	218,600	254,300	273,100	293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
4	167,100	206,400	224,900	263,000	281,900	302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
5	174,600	211,500	231,200	271,700	290,500	312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
6	181,100	216,200	238,300	280,400	299,000	321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
7	187,500	220,800	245,300	288,900	307,700	331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
8	191,900	225,100	251,800	297,200	316,400	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
9	195,900	229,400	258,000	305,500	324,800	350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
10	199,800	234,100	264,200	313,500	333,200	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
11	203,700	239,200	270,300	321,500	341,300	370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
12	207,400	244,400	276,000	329,400	348,900	381,100	402,600	425,800	459,200	501,500	564,100
13	210,700	249,400	281,700	336,300	356,400	391,300	412,900	436,000	468,200	510,800	571,700
14	214,000	253,900	287,400	342,200	363,900	401,500	421,000	446,200	478,000	519,400	577,900
15	217,200	258,100	293,200	347,800	370,500	411,400	429,000	455,400	487,900	528,800	582,700
16	220,300	261,800	298,100	352,900	376,800	418,500	436,200	463,500	492,300	537,000	591,000
17	222,900	265,500	303,000	357,000	382,700	425,300	442,100	469,500	496,700	545,000	599,000
18	225,400	267,600	307,400	360,500	387,300	431,000	447,800	473,400	500,800	552,000	606,000
19	227,600	271,000	311,100	364,000	391,800	435,700	452,400	478,200	504,000	559,000	613,000
20	229,600	274,000	313,700	367,300	395,800	440,300	456,900	482,200	507,000	565,000	619,000
21	229,600	274,000	313,700	367,300	395,800	440,300	456,900	482,200	507,000	565,000	619,000
22	319,000	319,000	319,000	373,400	402,200	448,800	484,500	486,000			
23	321,600	321,600	321,600	376,100	402,200	452,500	484,500				
24	324,300	324,300	324,300	378,500	402,200	456,100					
25	326,900	326,900	326,900	378,500	402,200	456,100					
26	329,100	329,100	329,100	378,500	402,200	456,100					

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海軍職俸給表(第六次関係)

イ 海軍職俸給表(一)

号 俸	職階の別						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	156,900	207,100	241,600	281,600	315,200	351,100	434,400
2	166,000	215,500	257,800	292,500	326,000	363,900	447,500
3	175,200	223,800	267,600	303,300	336,900	376,800	460,500
4	184,500	231,100	277,300	314,100	347,600	389,600	473,500
5	194,400	238,000	286,900	335,000	369,000	414,900	498,800
6	203,600	244,200	296,200	345,100	379,400	427,400	511,300
7	210,000	250,600	305,200	354,700	389,700	439,900	523,200
8	215,900	257,900	313,400	364,300	399,700	452,000	534,200
9	220,200	264,700	321,500	373,300	409,600	463,500	543,400
10	223,500	271,400	329,800	381,900	419,400	474,900	552,500
11	226,700	277,400	337,400	391,200	429,000	486,200	560,800
12	229,900	283,000	345,200	400,400	438,200	496,200	568,400
13	233,100	288,400	352,900	409,400	447,200	505,000	574,200
14	236,200	293,200	360,600	417,300	454,600	513,000	578,800
15	239,400	297,800	368,000	425,200	461,100	520,600	
16	242,600	302,400	375,300	433,000	467,200	527,400	
17	245,800	305,700	382,000	438,900	472,900	532,600	
18	247,900		386,100	443,600	478,500	537,600	
19			390,000	448,300	483,900	541,800	
20			393,900	452,900	488,500	545,900	
21			397,700	457,300	492,600		
22			401,500	461,600	496,500		
23			405,200	465,800	500,400		
24			408,800	469,600			
25			412,200	473,300			
26			415,600	477,000			
27			419,000				
28							

備考 この表は、連洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等的人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海軍職俸給表(二)

号 俸	職階の別					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	133,000	166,500	195,500	220,300	250,200	281,400
2	136,700	174,000	201,800	227,000	258,000	289,100
3	141,300	182,100	207,500	234,100	266,000	299,900
4	146,700	189,000	213,700	241,900	273,500	304,700
5	152,500	195,000	220,200	249,800	280,400	312,600
6	159,100	201,000	226,900	257,500	286,900	320,800
7	166,200	205,900	234,000	265,000	293,200	329,200
8	173,100	211,500	241,700	271,500	299,400	337,600
9	180,800	217,100	249,400	277,800	305,400	346,000
10	187,700	222,900	256,900	284,000	311,400	354,400
11	193,600	228,800	264,100	289,900	317,500	362,800
12	199,400	234,400	270,300	295,500	323,600	371,500
13	204,300	240,200	276,400	300,700	329,600	379,800
14	209,100	246,000	282,500	305,800	335,500	387,800
15	213,800	251,700	288,000	310,700	341,400	395,100
16	218,500	257,200	293,400	315,500	346,900	402,200
17	222,800	262,400	298,200	319,800	352,000	408,900
18	227,500	267,800	303,000	324,000	356,800	415,300
19	231,600	272,200	307,600	328,100	360,300	421,400
20	234,500	276,100	311,500	331,700	363,800	427,100
21	237,400	279,300	315,100	335,300	367,300	432,300
22	239,400	282,400	318,200	338,400	370,700	436,800
23		285,100	321,300	341,200	374,100	440,500
24		287,600	324,100	344,200	377,500	
25		290,000	326,500	346,700	380,500	
26		292,400	329,000	349,200	383,400	
27		294,500	331,600	351,700	386,300	
28			334,100	354,200		
29			336,600			
30			338,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海軍職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職級の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	156,200	196,100	240,200	273,700	343,900
2	163,800	204,400	248,800	284,500	355,700
3	173,800	212,800	257,600	295,300	367,600
4	183,100	221,400	266,600	306,100	379,800
5	190,600	230,100	276,200	317,000	391,800
6	197,800	238,800	285,900	328,100	403,700
7	205,000	247,400	296,000	339,000	415,600
8	212,600	256,000	306,200	349,900	427,500
9	221,000	264,700	316,000	360,800	439,400
10	227,700	273,600	325,700	371,600	451,300
11	235,800	282,400	335,300	382,200	463,300
12	243,600	291,100	344,900	391,700	475,600
13	251,100	298,700	354,500	401,000	488,000
14	258,000	306,300	364,300	410,200	500,500
15	264,800	313,100	373,800	419,100	513,300
16	271,100	319,700	382,900	427,600	525,700
17	277,400	326,300	391,800	435,800	538,600
18	283,600	332,800	400,200	443,900	551,800
19	289,500	339,100	408,400	451,700	565,500
20	295,300	345,400	416,400	459,300	578,600
21	300,800	351,700	424,100	466,900	592,100
22	305,900	357,900	431,700	474,400	605,900
23	311,000	364,000	438,500	481,200	620,000
24	315,100	370,000	445,200	487,900	634,400
25	319,200	375,300	450,000	494,000	649,100
26	323,000	379,400	455,900	498,300	664,200
27	326,700	383,100	457,800	501,900	679,700
28	329,500	386,700	461,700	505,400	695,600
29	332,200	390,300	465,000	508,900	711,900
30	334,900	393,900	468,200	512,400	728,600
31	337,600	397,500	471,400	515,900	745,700
32	340,200	401,000	474,500	519,400	763,200
33	342,800	404,200	477,600	522,900	781,100
34	345,400	407,300	480,700	526,400	799,400
35	347,900	410,300	483,800	529,900	818,100
36	350,300	413,300	486,900	533,400	837,200
37	352,700	416,300	490,000	536,900	856,700
38					

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職級の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	143,100	184,700	294,100	392,300
2	149,400	191,400	303,900	402,400
3	156,200	198,000	313,700	412,600
4	163,800	204,900	323,500	422,700
5	172,300	211,900	333,300	432,900
6	181,300	219,200	343,100	443,200
7	187,800	226,600	352,900	453,500
8	194,300	234,300	362,700	463,800
9	200,700	242,400	372,500	474,300
10	207,200	250,700	382,500	485,000
11	213,800	259,000	392,400	495,600
12	220,700	267,300	402,300	505,300
13	227,900	275,900	411,800	513,900
14	235,200	284,800	421,200	521,600
15	242,700	293,900	430,600	526,200
16	250,000	303,100	439,900	
17	257,300	312,500	449,200	
18	264,500	322,100	458,500	
19	271,000	331,900	467,800	
20	277,400	341,900	477,100	
21	283,600	352,100	486,400	
22	289,500	362,500	495,700	
23	295,300	373,100	505,000	
24	301,100	383,900	514,300	
25	307,000	394,900	523,600	
26	313,000	406,100	533,000	
27	319,000	417,500	542,400	
28	324,900	429,100	551,900	
29	329,100	440,900	561,400	
30	333,100	452,900	571,000	
31	336,800	465,100	580,700	
32	340,400	477,500	590,500	
33	343,200	490,100	600,400	
34	345,900	502,900	610,400	
35	348,500	515,900	620,500	
36	351,000	529,100	630,700	
37	353,500	542,500	641,000	
38	355,700	556,100	651,400	
39	357,900	570,000	661,900	
40				

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	143,100	158,300	255,000	388,000
2	149,400	168,200	264,700	397,000
3	156,200	174,800	274,500	406,000
4	163,700	184,700	284,300	415,000
5			294,100	424,100
6	172,300	191,400	303,900	433,300
7	181,300	198,000	313,700	442,600
8	187,800	204,900	323,500	451,500
9	194,200	211,900	333,300	459,700
10	200,500	219,200	343,000	467,700
11	206,600	226,600	352,700	475,400
12	212,800	234,300	361,700	483,000
13	219,900	242,400	370,500	489,600
14	225,900	250,700	379,300	494,900
15	232,400	260,000	388,100	499,000
16	238,900	269,300	396,600	
17	245,100	278,600	405,000	
18	251,300	288,000	413,500	
19	257,400	297,400	421,900	
20	263,200	306,800	430,300	
21	268,600	316,500	438,200	
22	273,900	326,000	445,100	
23	278,800	335,500	451,600	
24	283,500	344,800	456,900	
25	287,300	353,900	461,400	
26	291,100	361,700	465,200	
27	294,500	369,900	468,400	
28	297,500	377,800	471,400	
29	300,100	385,500		
30	302,600	392,500		
31	304,900	399,500		
32	307,300	406,300		
33	309,400	412,500		
34		418,600		
35		423,900		
36		428,500		
37		432,900		
38		436,700		
39		439,300		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人学院の指
定するものに勤務する校長、園長、教頭、養護教諭、助教諭その他の
職員で人学院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	164,700	197,100	240,200	295,300	439,300
2	175,000	205,000	248,800	306,100	451,200
3	185,700	213,100	257,600	317,000	463,100
4	196,100	221,600	266,600	328,100	475,200
5		230,200	276,200	339,000	487,500
6	202,700	238,800	285,900	349,900	500,100
7	209,600	247,400	296,400	360,800	512,900
8	216,700	256,000	307,000	371,600	525,400
9	224,000	264,700	318,000	382,200	538,500
10	231,300	273,600	328,900	392,900	547,500
11	238,600	282,600	339,800	403,700	558,200
12	246,700	292,100	350,600	415,600	568,300
13	254,300	301,700	361,300	427,500	577,400
14	261,600	311,400	371,800	439,400	584,500
15	268,800	320,600	382,100	451,300	589,600
16	275,900	330,100	392,000	463,200	594,400
17	282,700	339,200	401,500	475,300	
18	289,200	348,000	410,500	487,600	
19	295,400	356,900	419,300	500,200	
20	301,100	365,500	427,600	511,400	
21	306,400	374,100	435,500	518,800	
22	311,900	382,700	443,200	526,000	
23	317,300	391,200	450,400	533,100	
24	322,200	399,600	457,600	540,100	
25	326,800	407,700	464,500	546,900	
26	331,300	415,600	470,500	551,200	
27	334,600	423,300	476,500	555,500	
28	338,000	430,500	480,800		
29	341,200	437,600	484,700		
30	344,700	443,900	488,200		
31	348,100	449,800			
32	351,100	455,700			
33	354,100	459,700			
34	357,000	463,100			
35	359,900	466,400			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人学院の指定するものに
勤務する校長、教授、助教諭、講師、助手その他の職員で人学院規則で定め
るものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職級の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	130,800	177,100	244,100	284,200	328,300
2	135,000	186,700	253,600	294,000	340,300
3	140,000	195,000	263,100	304,200	352,300
4	146,000	203,400	272,800	314,500	364,400
5	153,500	212,100	282,400	325,000	376,500
6	161,400	220,100	292,100	335,300	389,600
7	169,300	228,000	302,100	345,300	402,900
8	177,200	236,000	312,200	355,100	416,700
9	184,300	243,900	322,300	364,800	430,500
10	191,300	251,300	332,100	374,500	444,400
11	198,300	258,500	341,200	384,100	458,300
12	205,300	265,600	349,900	393,700	472,100
13	212,400	272,800	358,200	403,200	485,900
14	220,300	279,500	365,600	412,700	499,400
15	228,100	286,200	372,700	422,200	512,700
16	234,100	293,000	379,700	431,700	525,900
17	240,100	299,800	386,500	441,100	539,300
18	245,800	306,800	393,300	450,400	550,800
19	251,400	313,800	400,000	459,500	559,400
20	257,000	320,700	406,200	467,200	566,900
21	262,600	327,600	412,000	474,900	573,100
22	268,000	334,500	417,500	480,400	578,500
23	273,300	340,000	422,600	485,100	582,700
24	278,400	345,300	427,200	489,100	
25	282,600	349,400	431,500		
26	286,600	353,300	435,100		
27	289,700	357,200	438,600		
28	292,800	361,000			
29	295,700	364,800			
30	298,400	368,000			
31	300,900				
32					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職級の号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	227,600	284,100	321,400	411,600
2	237,000	295,800	333,300	424,200
3	247,400	307,500	345,400	436,400
4	257,800	319,300	357,600	448,400
5	269,100	331,100	369,600	460,400
6	280,700	343,100	381,600	472,400
7	292,300	355,100	394,000	484,000
8	303,800	367,100	406,800	495,500
9	315,100	379,100	419,300	506,800
10	324,800	391,400	431,500	518,100
11	334,000	402,500	443,500	529,400
12	343,200	413,000	455,100	540,200
13	352,300	423,100	466,600	551,000
14	361,400	432,900	477,900	561,700
15	370,300	442,700	489,100	571,700
16	379,200	452,300	500,100	581,200
17	387,300	461,900	510,800	590,000
18	392,700	471,500	521,500	597,100
19	398,100	479,100	532,100	602,300
20	401,200	486,300	540,300	607,100
21		492,800	548,300	
22		497,600	553,800	
23		502,300	559,100	
24		506,800	564,200	
25		511,300	568,700	
26		515,000	573,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職級の 番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	135,100	170,000	197,700	219,600	254,700	294,800	329,100	394,900
2	140,500	176,200	204,100	227,400	263,800	304,600	340,800	407,600
3	147,000	182,500	210,900	235,500	273,100	314,400	352,600	420,400
4	153,500	188,700	219,500	243,700	282,100	324,200	364,500	433,600
5	160,500	194,700	226,200	251,900	291,300	334,000	376,400	446,900
6	167,600	200,700	234,200	260,100	300,500	343,900	388,500	460,200
7	173,500	206,700	242,200	268,300	309,900	353,900	401,000	474,200
8	179,400	213,200	250,200	276,700	319,500	364,300	413,800	488,500
9	184,300	220,300	258,300	285,000	329,100	374,300	425,800	502,400
10	189,200	227,200	266,300	293,500	338,800	384,700	437,600	516,000
11	193,900	233,600	274,300	302,000	348,600	394,900	449,200	524,200
12	198,400	239,800	282,300	310,300	357,900	405,100	459,100	531,700
13	202,500	246,000	290,200	318,600	367,000	414,900	467,000	538,700
14	206,800	251,800	298,100	326,700	375,500	422,800	474,800	545,400
15	211,200	257,400	305,900	334,700	382,700	430,200	482,300	550,800
16	215,500	262,700	313,600	341,100	389,600	435,200	486,800	555,300
17	219,800	267,900	320,800	347,100	395,500	439,800	491,100	
18	223,200	272,800	327,600	353,000	401,200	444,200		
19	226,300	277,500	332,700	357,300	406,000	448,100		
20	229,300	281,100	337,400	361,500	410,400	451,900		
21	231,700	283,900	341,400	365,600	414,700			
22	233,700	286,700	344,600	369,300	418,400			
23	238,300	291,800	347,600	372,800	422,000			
24	242,000	296,200	350,500	376,000				
25	245,500	299,900	353,400	378,900				
26	249,000	303,900	356,200	381,700				
27	252,500	308,000	359,000	384,500				
28	256,000	312,200	361,800					
29	259,500	316,500	364,600					
30	263,000	320,800	367,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職
員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職級の 番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	147,800	173,800	213,000	233,600	263,600	298,500	331,100
2	153,200	181,800	219,000	240,600	271,700	308,000	342,900
3	159,600	190,000	226,200	247,700	280,000	317,700	354,700
4	164,800	195,700	233,300	254,800	288,100	327,700	366,500
5	172,800	201,300	240,300	261,900	296,200	337,700	378,500
6	180,800	206,900	247,300	269,200	304,500	347,700	390,900
7	188,700	212,700	254,300	276,800	312,700	357,800	403,500
8	193,500	218,700	261,300	283,800	320,900	368,000	415,800
9	198,300	225,000	268,300	291,200	328,800	378,300	428,000
10	203,100	232,500	275,400	298,900	336,800	389,000	440,100
11	208,000	239,500	282,500	306,600	344,900	399,800	452,200
12	213,100	246,500	289,700	314,200	353,000	410,200	463,200
13	218,000	253,500	296,900	321,700	361,100	420,400	472,600
14	223,000	260,400	304,300	329,200	369,400	430,300	481,800
15	228,000	267,400	311,600	336,700	377,700	440,200	490,400
16	234,300	273,900	318,700	343,900	386,200	449,200	497,900
17	239,700	280,500	325,600	351,200	394,100	456,000	502,900
18	245,000	286,700	332,500	358,400	401,100	466,300	507,200
19	250,300	292,800	339,200	365,600	406,700	473,300	511,200
20	255,300	298,900	345,900	371,900	411,800	478,600	
21	260,300	305,000	352,600	377,800	416,800	482,800	
22	264,800	311,100	358,900	383,600	420,900	486,500	
23	269,200	317,200	364,500	388,100	424,400		
24	273,500	322,800	369,800	392,300	427,100		
25	277,700	327,900	374,600	396,000			
26	281,500	332,300	378,500	399,600			
27	285,100	336,600	382,300	402,600			
28	288,000	340,700	385,500	405,200			
29	290,800	343,400	388,500				
30	293,500	346,100	391,300				
31	296,200	348,700	393,800				
32	298,800	351,300					
33	301,300	353,900					
34	303,700	356,300					
35	306,000	358,700					
36	308,200	361,100					
37	310,400	363,500					
38	312,600						
39							

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦、
准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸 給 月 額
1	568,000
2	629,000
3	699,000
4	776,000
5	836,000
6	898,000
7	980,000
8	1,060,000
9	1,138,000
10	1,218,000
11	1,290,000
12	1,317,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十六条、第十七条及び第十八条の二の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)(及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二三三号)の規定は、平成五年四月一日から適用する。(最高号俸等の切替等)
- 3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は

最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受

けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

- 5 (切替日前の異動者の号俸等の調整) 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づいて人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。
- 7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 8 (人事院規則への委任) 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律(次項の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)
- 9 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。 第二条第四項及び第七條第一項中「第十一条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

理由 人事院の国会及び内閣に対する平成五年八月三日付けの給与改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の

額の改定を行うとともに、超過勤務手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

- 1 議案の目的及び要旨 本案は、平成五年八月三日付けの給与改定に關する人事院報告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。 1 俸給表の改定 全俸給表の全俸給月額を改め、二千六百円ないし二千五百円引き上げた額とすること。 2 諸手当の改定 (一) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十九万四千円(現行二十八万五千円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に關する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万百円(現行四万九千五百円)に引き上げること。 (二) 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を三人目から一人につき二千円(現行千円)に引き上げるとともに、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族である子がいる場合には、千円に子の数を乗じて得た額を加算した額を支給月額とすること。 (三) 住居手当について、家賃の月額が二万三千円を超えるときに支給される二分の一加算限度額を月額一万六千円(現行一万五千円)に引き上げること。

(四) 単身赴任手当について、職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じて支給する加算額の限度額を月額二万九千円(現行一万八千円)に引き上げること。

(五) 超過勤務手当及び休日給について、それぞれの支給割合を百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合とすること。

(六) 期末手当について、三月期の支給割合を百分の五十(現行百分の五十五)に、十二月期の支給割合を百分の二百(現行百分の二百十)にそれぞれ引き上げること。

(七) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額三万七千五百円(現行三万六千八百円)に引き上げること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用すること。ただし、超過勤務手当及び休日給に関する改正規定は平成六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、平成五年八月三日付けの給与改定に關する人事院勧告にかんがみ、妥當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の松本善明君から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七條の三の

規定に基づき、内閣を代表して石田總務庁長官より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約五百八十億円である。

平成五年十月二十八日

内閣委員長 左藤 恵

衆議院議長 土井たか子殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年十月二十六日

内閣総理大臣 細川 護熙

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百二十九万二千円」を「百三十一万七千円」に改め、同条第三項中「百五十八万八千円」を「百六十二万八千円」に、「八十二万円」を「八十三万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に、「六万七千五百円」を「六万八千八百円」に改める。

第九条中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に改める。

別表第一俸給月額欄中「一、一六七、〇〇〇円」を「一、二〇八、〇〇〇円」に、「一、五八一、〇〇〇円」を「一、六一一、〇〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六一一、〇〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、二九二、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、二八二、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、一三二、〇〇〇円」を「一、一三七、〇〇〇円」に、「一、一三二、〇〇〇円」を「一、一三八、〇〇〇円」に、「一、一七、〇〇〇円」を「一、一三八、〇〇〇円」に、「九八六、〇〇〇円」を「一、〇〇五、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄中「四八三、八〇〇円」を「四九二、五〇〇円」に、「四四七、〇〇〇円」を「四五五、五〇〇円」に、「四〇八、〇〇〇円」を「四一六、二〇〇円」に、「三六七、三〇〇円」を「三七五、〇〇〇円」に、「三七七、三〇〇円」を「三三四、二〇〇円」に、「二九四、六〇〇円」を「三〇〇、八〇〇円」に、「二六九、七〇〇円」を「二七五、六〇〇円」に、「二五〇、一〇〇円」を「二五五、六〇〇円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の改正後の法第四条第二項の規定に該当する者の給与)

2 改正後の法第四条第二項の規定の平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間における適用については、同項中「六万八千八百円」とあるのは、「六万八千二百円」とする。(給与の内払)

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額を改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げること。(括弧内は現行)

内閣総理大臣 二百二十万八千円(二百十六万七千円)
國務大臣等 百六十一万八千円(百五十八万八千円)

内閣法制局長官等

百五十四万三千円(百五十一万四千円)
政務次官等

百三十一万七千円(百二十九万二千円)
内閣官房副長官等

百三十万七千円(百二十八万二千円)
国家公安委員会委員等

百二十九万九千円(百二十六万六千円)
公害等調整委員会の常勤の委員等

百十三万八千円(百十一万七千円)
大使及び公使の俸給月額について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百六十二万

千円(現行百五十八万千円)に、大使五号俸は百

五十四万三千円(現行百五十二万四千円)に、

大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員

の指定職俸給表の改定に準じ、百三十万七千

円(現行百二十八万二千円)ないし八十三万六

千円(現行八十二万九千円)にそれぞれ引き上げる

こと。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与

改定に準じ、四十九万二千五百円(現行四十

八万三千八百円)(八号俸)ないし二十五万五

千六百円(現行二十五万九千九百九十九円)にそれ

ぞれ引き上げること。

なお、この法律の適用に関し必要な措置を

定めること。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四千万円である。

右報告する。

平成五年十月二十八日

内閣委員長 左藤 恵

衆議院議長 土井たか子殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年十月二十六日

内閣総理大臣 細川 護熙

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の一・五」を「百分の二・五」に、「百分の三・五」を「百分の四・五」に改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

階級	俸給月額					階級	指定職俸給月額
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
1	230,000	313,200	350,200	392,200	446,000	1	568,000
2	238,700	323,700	363,100	405,900	462,300	2	629,000
3	248,700	334,500	376,100	419,700	478,800	3	699,000
4	258,000	345,700	389,100	433,500	495,400	4	776,000
5	270,100	356,900	402,100	447,600	512,100	5	836,000
6	279,700	368,000	415,300	461,600	528,900	6	898,000
7	290,700	379,100	428,800	475,800	546,000	7	980,000
8	300,600	390,200	442,300	489,600	563,400	8	1,060,000
9	310,600	401,300	455,800	503,500	580,400	9	1,138,000
10	320,700	412,400	468,700	517,300	597,300	10	1,218,000
11	331,100	423,400	481,200	529,600	610,600	11	1,290,000
12	341,600	434,400	493,500	541,000	619,300		
13	352,400	445,400	504,000	550,600	627,500		
14	363,200	455,900	512,700	558,600	634,400		
15	374,000	464,400	521,200	563,700	639,700		
16	384,800	472,400	527,000				
17	395,400	477,800	532,200				
18	405,700	482,700	537,200				
19	415,700	487,500					
20	424,600	491,900					
21	432,400	496,300					
22	439,600						
23	445,800						
24	451,200						
25	455,500						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附則

- 1 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(一等陸士、一等海士及び一等空士の欄五号俸に係る部分並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄二号俸及び三号俸に係る部分に限る。)及び附則第十一項の規定は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
- 3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合においては防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「旧法」という。))別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合においては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。
- 4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五案第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八案第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に算入する。
- 5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に算入されることとなる期間は、総理府令で定める。
- 6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
- 7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

- 9 (調整手当に関する暫定措置) 切替日から平成六年三月三十一日までの間においては、新法第十四条第三項において準用する一般職給与法第十一条の第三項中「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは、新法第十四条第三項後段及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十四号)附則第十一項の規定にかかわらず、「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の二・五又は百分の三・五」と読み替えるものとする。
- 10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
- 11 附則第五項、第七項及び第八項の規定は、平成六年三月三十一日において一等陸士、一等海士若しくは一等空士又は二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官として在職している者の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。
- 12 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
 本案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与改定の例に準じてその俸給月額の改定等を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 参事官等及び自衛官の俸給月額を一般職の職員の例に準じて改定すること。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生生活手当の月額を十萬二千二百円(現行九萬八千二百円)に引き上げること。
- 3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当の支給割合を百分の二・五(現行百分の一・五)又は百分の四・五(現行百分の三・五)とすること。
- 4 この法律は、一部を除き、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用すること。

また、俸給表の改定に伴う所要の切替措置等について規定すること。

なお、事務官等の俸給及び扶養手当等諸手当については、一般職の職員の給与等に関する法律を準用しているため、一般職の職員と同様の改定が行われることとなる。

二 議案の可決理由
 本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費は、約二百五十億円である。

右報告する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子殿
 内閣委員長 左藤 忠

平成五年十月二十八日 衆議院会議録第七号 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 右の議案を提出する。
 平成五年十月二十八日
 提出者
 議院運営委員長 奥田 敬和

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一	三	五	四	六〇〇円
	一	二	四	六	五	〇〇〇円
二	一	一	三	五	四	九〇〇円
	二	二	四	六	五	二〇〇円
	三	三	五	七	六	四〇〇円
	四	四	六	八	七	四〇〇円
	五	五	七	八	八	七〇〇円
	六	六	八	九	九	九〇〇円
	七	七	九	〇	〇	二〇〇円
	八	八	〇	〇	〇	九〇〇円
三	一	一	三	五	七	六〇〇円
	二	二	四	六	五	九〇〇円
	三	三	五	八	一	〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一	三	五	四	六〇〇円
	一	二	四	六	五	〇〇〇円
二	一	一	三	五	四	三〇〇円
	二	二	四	六	五	三〇〇円
	三	三	五	七	六	五〇〇円
	四	四	六	八	七	六〇〇円
	五	五	七	八	八	七〇〇円
三	一	一	三	五	四	九〇〇円
	二	二	四	六	五	〇〇〇円

級	号	給	給	料	月	額
一	二	一	三	五	四	六〇〇円
	一	二	四	六	五	〇〇〇円
二	一	一	三	五	四	九〇〇円
	二	二	四	六	五	二〇〇円
	三	三	五	七	六	四〇〇円
	四	四	六	八	七	四〇〇円
	五	五	七	八	八	七〇〇円
	六	六	八	九	九	九〇〇円
	七	七	九	〇	〇	二〇〇円
	八	八	〇	〇	〇	九〇〇円
三	一	一	三	五	七	六〇〇円
	二	二	四	六	五	九〇〇円
	三	三	五	八	一	〇〇〇円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
 (給与の内払)
- 2 改正後の法の規定を適用する場合において、この法律による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
 (期末手当の額の特例)
 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第四項の規定による期末手当については、同条第二項中「一般職公務員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の一般職給与法第十九条の四第二項の規定の例により」とする。
- 3 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第四項の規定による期末手当については、同条第二項中「一般職公務員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の一般職給与法第十九条の四第二項の規定の例により」とする。
- 4 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
 附則に次の一項を加える。
 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる第十一条の四の規定による期末手当については、第十一条の二第二項中「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定により期末手当を受け職員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四第二項の規定の例により」とする。
 (国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の改正規定を次のように改める。

別表第一中	八	五〇九、九〇〇円	を	八	五〇九、九〇〇円
三	五五八、一〇〇円	を	三	五五八、一〇〇円	
四	五六六、三〇〇円	を	三	五六六、三〇〇円	

に改める。

理由
 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

	<p>衆議院会議録第四号中正誤</p> <p>ヘシ 段 行 誤 正</p> <p>四 四 六 政党により 政党による</p> <p>同第五号中正誤</p> <p>ヘシ 段 行 誤 正</p> <p>三 四 五 考えるか 考えるが</p>		
--	--	--	--

平成五年十月二十八日 衆議院会議録第七号 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一 部 三 日 三 日 五 日
配 送 料	別 記